# ★脳若トレーニングは i Padを使う認知症予防のためのトレーニングです

視覚・聴覚および指先からの刺激で脳を活性化し、楽しいトレーニングで認知症の予防を目指します。

▶対象者:次の要件を両方とも満たす人

町内に住所を有する65歳以上の人で、要介護認定を受けていない人 ※要支援の人も参加できます。

●シリーズを通して受講できる人(全12回)

B 時:9月2日(金)~11月18日(金)の毎週金曜

9時50分~(90分間)

▶場 所:地域活性化センター(オイコス)1階 リハビリ室

員:24人(先着順) 定

▶参加費:2,000円(初回受講時に参加費を集めます)

▶申込開始:7月20日(水)

※定員になり次第、締め切ります。



**車・** 問 健康福祉課 2932-1493(ダイヤルイン) 2932-1151(内線 125)

平

均寿命」と「健康寿命」の差は

噛み、 事をしたり会話を楽しんだりすること す。「お口の健康」は、 の歯・口でしっかり噛んで、 を縮めることがもっと大切なのです。 「生きる力を支えるのは、自分の歯で 「元気」をつくり、 おいしく食べること」です。 後期高齢期を迎える前の70 「健康」をつくりま 皆さんに幸せに 楽しい食

自分

さい

健康福祉課

料歯 才以上 科健

の

案内

皆さん、 「健康寿命」という言葉をお

聞きになったことがありますか?

「健康寿命」とは、

自立して健康に生

する無料歯科健診を、 の住民を対象と 才以上75才未満

粕屋歯科医師会

男性80·21才 活できる期間を示す で約9年 現在、 4年の厚生労働省の発表によると 女性74・21才で、 一方 日本人の「平均寿命」は、 女性で約13年となっていま 「健康寿命」は男性71 女性86・61才となって ものです。 その開きは男性 2

維持するため、

受診に必要なもの

所属の歯科医院で実施することになり

皆さんが「お口の健康」を長く ぜひご利用ください。

ます。

必要なもの 健康保険証

前期高齢者医療証

常生活が制限されている期間を意味高齢者が健康上の何らかの問題で日

しています。

「平均寿命」を伸ばすことも大切です

「健康寿命」をより伸ばし、その差

※健診協力歯科医院リストは、 受診方法 す。ご不明な場合は、 健診協力歯科医院中の希望歯科医院 電話で予約。

科健診受診券と一緒に郵送してい 粕屋歯科医師会へお問い合わせく 健康福祉課 無料 か ŧ

無料歯科健診受診券(前期高齢者医療 同封されています。) 治療を受ける場合に

健診の結果、 証発送時に、

# 平成28年度介護保険料の 決定通知書を送ります

平成28年度の市町村民税などをもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を7月下旬ごろに郵送します。 昨年度より、できる限り所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、所得段階を16の区分に分けています。市 町村民税や世帯の状況などに応じて、該当する所得段階により保険料額が決定されます。

# 納付の方法

介護保険料を継続して年金天引きで納めている人は、今 回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収) した保険料を差し引いた残りの金額を10月・12月・平成 29年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。

65歳以上 の人に

また、納付書、口座振替などで納めている人は、8月か ら平成29年3月まで毎月納めます。

なお、年間18万円以上の老齢(退職)年金、障害年金、 遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、 65歳になった人や広域連合外の市町村から転入した人な どの場合は、年金天引きの開始が半年から1年後となり ます。年金天引きの開始までは、納付書や口座振替など で納付してください。

## 三 ご注意ください

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納する と、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合 が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制 限が生じます。

介護保険制度は、皆さんから納付していただく保険料で 成り立つ制度です。保険料納付について、ご理解とご協力 をお願いします。

**圆** 福岡県介護保険広域連合 事業課資格管理係

**2** 643-7055

\*口座振替を利用されると、納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。

## 平成28年度 介護保険料 年間保険料額

| 所得<br>段階 | <br>  対象者<br> |                                      |                                | 計算方法     | 年間保険料額   |
|----------|---------------|--------------------------------------|--------------------------------|----------|----------|
| 1        | 生》            | 生活保護受給者                              |                                |          |          |
|          | 世帯非課税         | 老                                    | 老齢福祉年金受給者                      |          | 25,921円  |
|          |               | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人         |                                |          |          |
| 2        |               | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人 |                                | 基準額×0.75 | 43,201円  |
| 3        |               | 公                                    | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人 |          | 43,201円  |
| 4        | 世帯課税          | 本人非課税                                | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人   | 基準額×0.9  | 51,841円  |
| 5        |               | 税                                    | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人  | 基準額      | 57,601円  |
| 6        |               |                                      | 合計所得金額が120万円未満の人               | 基準額×1.2  | 69,121円  |
| 7        |               |                                      | 合計所得金額が120万円以上150万円未満の人        | 基準額×1.3  | 74,881円  |
| 8        |               |                                      | 合計所得金額が150万円以上190万円未満の人        | 基準額×1.4  | 80,641円  |
| 9        |               | 本                                    | 合計所得金額が190万円以上240万円未満の人        | 基準額×1.5  | 86,402円  |
| 10       |               |                                      | 合計所得金額が240万円以上290万円未満の人        | 基準額×1.6  | 92,162円  |
| 11       |               | 人課税                                  | 合計所得金額が290万円以上320万円未満の人        | 基準額×1.7  | 97,922円  |
| 12       |               | 税                                    | 合計所得金額が320万円以上350万円未満の人        | 基準額×1.8  | 103,682円 |
| 13       |               |                                      | 合計所得金額が350万円以上380万円未満の人        | 基準額×1.9  | 109,442円 |
| 14       |               |                                      | 合計所得金額が380万円以上410万円未満の人        | 基準額×2.0  | 115,202円 |
| 15       |               |                                      | 合計所得金額が410万円以上440万円未満の人        | 基準額×2.1  | 120,962円 |
| 16       |               |                                      | 合計所得金額が 440 万円以上の人             | 基準額×2.2  | 126,722円 |

**☎**687·1530(ダイヤルイン) 一般社団法人 粕屋歯科医師会